

宮城県小口事業資金融資制度要綱の一部を改正する要綱  
 宮城県小口事業資金融資制度要綱（平成19年10月12日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第1から第4まで（略）</p> <p>（融資の条件）                      第5 融資の条件は次のとおりとする。                      (1) から (2) （略）                      (3) 融資利率</p> <p>長期資金（1年を超えるもの） 年1.85%                      短期資金（1年以内のもの） 年1.45%                      ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号に定める特定中小企業者として市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、年1.30%とする。                      また、環境配慮型経営に係る第三者認証（国際標準化機構（ISO）が定めるISO14001、環境省が定めるエコアクション21、交通エコロジリー・モビリティ財団が定めるグリーン経営、みちのく環境管理規格認証機構が定めるみちのく環境管理規格。以下同じ。）を取得している小規模企業者、県実施の女性のチカラを活かす企業認証を取得している小規模企業者及び経営指導員による経営指導を受けて融資を受けた小規模企業者にあつては、上に掲げる利率から0.10%を減ずるものとする。この場合、当該認証を重複して取得している場合及び経営指導を受けた場合でも、割引率は最大0.10%とする。</p> <p>(4) から (7) まで（略）</p> <p>第6から第11まで（略）</p>	<p>第1から第4まで（略）</p> <p>（融資の条件）                      第5 融資の条件は次のとおりとする。                      (1) から (2) （略）                      (3) 融資利率</p> <p>長期資金（1年を超えるもの） 年1.85%                      短期資金（1年以内のもの） 年1.45%                      ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号に定める特定中小企業者として市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、年1.55%とする。                      また、環境配慮型経営に係る第三者認証（国際標準化機構（ISO）が定めるISO14001、環境省が定めるエコアクション21、交通エコロジリー・モビリティ財団が定めるグリーン経営、みちのく環境管理規格認証機構が定めるみちのく環境管理規格。以下同じ。）を取得している小規模企業者、県実施の女性のチカラを活かす企業認証を取得している小規模企業者及び経営指導員による経営指導を受けて融資を受けた小規模企業者にあつては、上に掲げる利率から0.10%を減ずるものとする。この場合、当該認証を重複して取得している場合及び経営指導を受けた場合でも、割引率は最大0.10%とする。</p> <p>(4) から (7) まで（略）</p> <p>第6から第11まで（略）</p>

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月18日から施行し、令和元年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。